会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年9月23日作成

鳥取県くらしの安心推進課

1 対象とする会社寮等について

本ガイドラインの対象とする「会社寮等」(以下、「寮」という。)とは、労働者などが居住するために企業が設置する施設であって、かつ、玄関・浴室・食堂・トイレなどの生活設備を他の労働者と共用する施設をいう。

ただし、いわゆる共同住宅のように、各戸に独立の玄関があり、それぞれの独立空間 に浴室・トイレなどの生活設備があり、他の労働者と共用がない場合は、本ガイドラインを適用しないものとする。

2 寮管理の心得について

寮の設置者(一時的に一軒家やアパートを借り上げ、寮として使用する者を含む。以下、「設置者」という。)は、寮における新型コロナウイルス感染者の集団発生を防止するため、施設の衛生状況の保持及び改善を図るとともに、最新の知見を収集して感染防止に取組む必要がある。

よって、設置者は、寮に居住する労働者(以下「入寮者」という。)に、新型コロナウイルス感染症に関する知識や、感染予防対策を実行できる技量を習得させるとともに、 入寮者自身が各自で施設の衛生管理を行い、感染予防対策を実施できるよう指導・監督を行うものとする。

また、設置者は、入寮者において施設の衛生管理が適切に実施できるよう消毒設備やアクリル板、ビニールカーテンなど、感染防止対策に必要となる物品の調達・供給体制を構築しておくこととする。

3 入寮者による感染予防対策について

- (1) 設置者は、入寮者において施設の衛生管理が適切に実施できるよう本ガイドライン や業界作成のガイドラインを入寮者に周知する。
- (2) 設置者は、入寮者のうちから施設の衛生管理にかかる責任者を選出し、寮における 感染防止対策を適切に実施させる。
- (3) 入寮者は、毎日体温を測定し、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は、設置者に その旨を報告するとともに、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮者の場合 は他の入寮者と分けた休養室等別室にて休養する。
- (4) 入寮者は、寮内では、手洗い(手指の消毒)、咳エチケットを励行する。また、会話 をする時はマスクを着用し、大声は控える。
- (5) 入寮者は、感染予防対策及び利用する部屋の衛生管理を徹底する。
- (6) 入寮者は、利用した施設・設備について消毒液による消毒を行う。
- (7)入寮者は、使用する部屋の網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気をする。 窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口(入口)、吹出口(出口)を意識して空気を入れ換える。隙間風程度に一方向の風の流れ を作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫する。
- (8)入寮者は、換気扇等の感染予防対策に係る設備の稼働状況について定期的に確認し、 設置者に報告する。設置者は適宜クリーニングや修繕等の対応をとる。

4 入寮(長期休暇(帰省等)から寮に帰ってくる場合を含む)にあたって

- (1) 設置者は、入寮にあたり、入寮者の入寮前2週間の行動歴及び体調を確認して入寮 の可否を判断する。また、入寮者が長期休暇等で県外に出かけた場合は、当該機関 の行動歴及び体調を確認する。なお、入寮者の感染予防対策に資するため、マスク、 体温計を準備する。
- (2) 設置者は、入寮者が入寮の直前・直後に発熱や咳、咽頭痛等の新型コロナウイルス 感染症が疑われる症状を有した場合、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮 者の場合は他の入寮者と分けた休養室等別室で一先ず休養させた上で、「6 入寮者 に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について」に基づき対応を行う。
- (3) 設置者は、入寮者に、寮内での手洗い(手指の消毒)、咳エチケットの励行、及び共有スペースで会話をする時は原則マスクを着用すること等の感染予防対策並びに感染が判明した際の対応について指導を行う。

5 入寮者の体調管理について

- (1) 設置者は、入寮者の感染を早期に探知できるよう、入寮者に対して出勤前に検温及 び咳、咽頭痛等の症状の有無等について健康観察表(参考様式)に記録させるよう指 導する。
- (2) 設置者は、入寮者に、発熱や咳、咽頭痛等の症状が出た場合、ただちに報告するよう指導する。また、入寮者個々の健康状態を毎日点検して、入寮者全体の健康状況を把握する。

6 入寮者に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について

設置者は、入寮者に発熱等の症状がある場合には、新型コロナウイルスへの感染の疑いを考慮し、休養室等別室での休養や発熱・帰国者・接触者相談センター(以下、「センター」という。)への相談などの迅速かつ的確な対応が寮における感染拡大防止につながることを念頭に置き、以下の対応を実施する。

- (1)設置者は、入寮者に発熱や咳、咽頭痛等の症状があることを確認した場合、症状がある入寮者を、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮者の場合は他の入寮者と分けた休養室等別室で休養させる。(以下フロー図1参考)
- (2) この場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、設置者又は入寮者は、ただちにセンターに相談し、センターの指示に従った対応を指揮する。
 - ☑ 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ☑ 重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ☑ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- (3-1)相談の結果、入寮者が帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けた場合、設置者は、入寮者にセンターが指示した帰国者・接触者外来を受診させ、PCR検査の結果が判明するまで、当該入寮者を他の入寮者と関わらない休養室等別室で休養させる。また、関係者の行動状況等の情報収集を行う。なお、帰国者・接触者外来等への移動は社用車や自家用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、感染予防に留意する。社用車や自家用車等で入寮者を移動させる場面では、後部座席に入寮者を座らせ、前後の窓をスリット状(前窓を小さく開け、後窓を大きく開ける)に開放するなどして、前から後ろへの一方向の風の流れをつくること。
- (3-2) 相談の結果、入寮者が帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けなかった場合、設

置者は、入寮者に病状に応じて医療機関(かかりつけ医)に事前連絡をさせた上で、 受診させる。また、入寮者の症状が改善するまで、当該入寮者を他の入寮者と関わらない休養室等別室で休養させ、症状が改善しない場合は、再度センターに相談させる。なお、医療機関等への移動は社用車や自家用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、感染予防に留意する。社用車や自家用車等で入寮者を移動させる場面では、後部座席に入寮者を座らせ、前後の窓をスリット状(前窓を小さく開け、後窓を大きく開ける)に開放するなどして、前から後ろへの一方向の風の流れをつくること。

- (4) 設置者は、PCR検査の結果、入寮者が感染者と判明した場合、感染者の入院への 対応等を行うとともに、保健所の指示に従って寮の消毒や感染拡大防止措置を徹底 して行う。また、可能な限り感染者の行動(感染判明前及び判明後)について情報 収集するなど、保健所からの依頼に対応する。(以下フロー図2参考)
- (5)(4)の感染者以外の入寮者が保健所の指示によるPCR検査の結果、陽性が判明した場合、設置者は、保健所の指示に従って、当該入寮者を医療機関に入院させる。
- (6)(4)の感染者以外の入寮者が保健所の指示によるPCR検査の結果、陰性が判明した場合、設置者は、保健所の指示に従って、当該入寮者を消毒後の寮又は宿泊施設を活用して生活させ、2週間の健康観察を行う。
- (7) 設置者は、入寮者の感染が判明した場合、若しくは、入寮者が感染者の濃厚接触者等に特定された場合の対応(フロー図2参考)を記載したフロー図を事前に作成する。

7 玄関における感染予防対策について

設置者は、玄関に手指の消毒設備を設置するとともに、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

<入寮者が徹底すべき項目>

- ・外から帰ってきた時には必ず手洗い(手指の消毒)を行うよう徹底すること。
- ・玄関では大声での会話は控えるとともに、入退の時間をずらす等の工夫を行い玄関で密集しないようにすること。
- ・外来者や面会者に、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は寮に入らないよう要請すること。
- ・症状がないことを確認した外来者や面会者に、寮内共有スペースでのマスクの着 用や大声での会話を控えるよう要請すること。
- ・外来者や面会者に、寮に入る際は手指を消毒するよう要請すること。

8 寮室における感染予防対策について

- (1) 設置者は、入寮者ができる限り少人数での利用となるように寮室の設定を行う。
- (2) 設置者は、寮室における感染防止対策を図るため、入寮者に以下の徹底を指導する。

<入寮者が徹底する項目>

- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に寮室の十分な換気をすること。
- ・換気にあたっては、換気扇・扇風機の活用に加え、寮全体で一斉に窓を開放するなどにより空気の流れを作り、吸込口(入口)、吹出口(出口)を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫すること。
- ・同じ寮室の者同士であっても、大声での会話を控えるとともに、フィジカルディスタンス(人と人との距離)の確保を心がけること。
- ・寮室ごとに設置した消毒設備で、電気スイッチ、エアコンのリモコンなどの共用

部分を1日2回(朝食前・夕食前)消毒すること。

- ・他人の物にはできる限り触れないよう寝具や生活用品等の共有をしないこと。
- ・設置者の許可なしで寮室での集合はしないこと。
- ・同じ寮室の者同士が寝る場合は、布団の位置を可能な限り離すとともに、頭の位置を互い違いになるようにすること。
- ・部屋替えの際に清掃に加えて寮室全体の消毒を徹底すること。

9 食堂における感染予防対策について

- (1) 設置者は、食堂に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒する ための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (2) 設置者は、食堂に入ることができる人数を設定するとともに、入寮者の食事等に十分な時間を設定して密な時間を回避し、分散して食事を摂るようにするなど工夫を行い食堂で密集しないよう徹底する。
- (3) 設置者は、フィジカルディスタンスを確保できるよう食堂の配席(対面しない配席、 隣同士も距離をとる) を工夫し、できない場合はアクリル板やビニールカーテンで 遮蔽する対応をとる。
- (4) 設置者は、食堂における感染予防対策を図るため、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

<入寮者が徹底する項目>

- ・発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、食堂ではなく、休養室等別室で食事をとるよう徹底すること。
- ・食堂に入退室する際の手指の消毒を徹底すること。
- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気をすること。
- ・窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口 (入口)、吹出口(出口)を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に 一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の 活用を工夫すること。
- ・食堂を出る時には、使用したテーブルや椅子の背もたれ等の触れた部分のほか、 調味料等多くの入寮者が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を徹底 すること。
- ・食堂で大声での会話を控えること。
- ・箸、コップなどを一人ずつ個別に配布し、共有の箸箱等から取るなど他の入寮者 が触れる可能性のある配布形式は避けること。
- ・バイキング形式や鍋での料理提供ではなく、個々の配膳で食事とすること。また、 配膳にあってはマスクの着用及び作業終了後の手指の消毒を徹底すること。
- ・乾杯はグラスが触れないように行うこと。
- ・お酌やグラスの回し飲みは避けること。
- ・適切な感染予防対策がとれるよう、過度な飲酒は控えること。
- ・食堂ではなく、自室で食事をとる場合は、席を離して横並びに座るなど、フィジ カルディスタンスが確保できるような措置を講じること。

10 厨房における感染予防対策について

- (1) 設置者は、厨房に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒する ための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (2) 設置者は、厨房における感染予防対策を図るため、調理担当者に対して以下の指導

を徹底する。

<調理担当者が徹底する項目>

- ・発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、調理に携わらないよう徹底すること。
- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気をすること。
- ・窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口 (入口)、吹出口(出口)を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に 一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の 活用を工夫すること。
- ・厨房内に入寮者が密集しないようにすること。
- マスクを着用し咳エチケットを徹底すること。
- ・調理中はこれまで以上に手洗い、手指消毒を励行すること。
- ・調理が終了した際には、使用した調理用具のほか、テーブル、レンジ、冷蔵庫、調味料等多くの入寮者が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を徹底すること。

11 脱衣室及び浴室における感染予防対策について

- (1) 設置者は、脱衣室及び浴室内に入ることができる人数を設定するとともに、入寮者の入浴等に十分な時間を設定して密な時間を防止し、ローテーションを決めて分散して利用するなど工夫を行い、脱衣室及び浴室で密集しないよう徹底する。
- (2) 設置者は、脱衣室に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (3) 設置者は、脱衣室及び浴室における感染予防対策を図るため、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

<入寮者が徹底する項目>

- ・脱衣室及び浴室の網戸のある窓を定期的に開け、利用中も換気扇を常時使用する など十分な換気を行うこと。
- 発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、浴室等を利用しないよう徹底すること。
- ・タオルやブラシ等を共用せず、各自が持参したものを使用するよう徹底すること。
- ・脱衣室及び浴室では、シャワーを一つ置きに使用するなどフィジカルディスタンスを確保するとともに、大声での会話を控えること。
- ・利用終了後に、蛇口の取っ手、脱衣かご、ドライヤー、体重計等多くの入寮者が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を行うこと。

12 洗面室及びトイレにおける感染予防対策について

- (1) 設置者は、洗面室及びトイレに手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (2) 設置者は、洗面室及びトイレにおける感染防止対策を図るため、入寮者に対して以下の徹底を指導する。

<入寮者が徹底する項目>

- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すこと。
- トイレを使用した後は手洗い(手指の消毒)を徹底すること。
- ・タオルやブラシ等は共用せず持参し、使用後は共同の場に置かず持ち帰ること。

13 その他寮内の施設、設備(洗濯室・喫煙室等)の利用等について

(1) 設置者は、感染が疑われる入寮者が発生した場合に備えて、他の入寮者と分けて収容できる休養室等別室を設ける。

- (2) 設置者は、感染予防を徹底するため、入寮者や外来者に守ってもらいたいことを箇条書き等でわかりやすくまとめたものを玄関、食堂、風呂場等の場所ごとに目に付く場所に掲示する。
- (3) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設の人数をそれぞれ設定し、入寮者に、設定人数内の使用の徹底を指導する。 特に喫煙室等の喫煙場所については、できる限り2メートルを目安に距離を確保するように努めるとともに、十分な換気を実施する。
- (4) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設の出入口には手指の消毒設備を設置するとともに、入寮者に、入退室するときに必ず手指の消毒を徹底するよう指導する。
- (5) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設内にペーパータオル及び消毒液を常備し、 設置者は、入寮者に、利用した後に多くの入寮者が手を触れる箇所(ドアノブ、洗 濯機のスイッチ、灰皿等)を消毒液による消毒するよう指導する。
- (6) 設置者は、外気が入りにくく、換気扇がない廊下等の寮内共有スペースには扇風機 等を設置して空気の流れを作る。
- (7)入寮者は、消毒液の使用期限を管理し、詰め替え容器を使用する場合は、中身を使い切り、洗浄後に十分乾燥させた容器に詰め替えを行う。

14 その他

- (1) 設置者は、入寮者に、感染予防対策で生じたゴミ (使用済みマスクなど) はビニール袋に入れて密封してゴミ箱に捨てるよう指導する。
- (2) 設置者は、入寮者に、その他のゴミを回収し一時保管する場合も、ビニール袋に入れて密封した上で蓋つきのゴミ箱に保管するよう指導する。
- (3) 設置者は、入寮者に、他の入寮者が出したゴミ等を回収して出す場合には、マスクや手袋を着用し、直接触れないよう指導する。
- (4) 入寮者は、寮の所在する市町村のルールに従いゴミ出しを行う。
- (5) 設置者は、共同のゴミ箱は、手を使用せずに蓋を開閉できるもの(足ふみペダル開 閉式など)の設置に努める。
- (6) 通勤に際して、社用車や自家用車等を利用する場合は、可能な限り相乗りを避け個別で移動する。

万が一、相乗りが必要な場合は、同乗者を後部座席に座らせ、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、感染予防に留意する。

(7) 設置者は、入寮者に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、寮外においても鳥取型「新しい生活様式」等に基づき、感染防止のための適切な行動をとるよう指導する。

15 附 則

- (1) このガイドラインは、令和2年9月23日から適用する。
- (2) このガイドラインは最新の情報に基づき適宜更新する。

入寮者に発熱、風邪症状等がある場合の対応の考え方

集団感染防止の観点での対応手順

入寮者に発熱、風邪症状等が判明



入寮者から設置者に報告 設置者は、当該入寮者を他の入寮者と分けた個室で休養させる。

次に該当する場合

- ☑ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状の いずれかがある場合
- ☑ 重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い 風邪の症状がある場合
- ☑ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

ただちに発熱・帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従う。

相談の結果、帰国 者・接触者外来の 受診勧奨を受け た場合

センターが指示した 帰国者・接触者外来 を受診させる。

> PCR検査実施 の指示

相談の結果、かか りつけ医の受診勧 奨を受けた場合

コロナ疑いあり 再相談 病状に応じて医療機

関(かかりつけ医)に 事前に連絡してから、 入寮者を受診させ、 指示に従う。 症状が改善しない場合、再相談

当該入寮者を他の 入寮者と分けた個 室で休養させる。

コロナ疑いなし PCR検査実施しない

PCR検査の結果が判明するまで、当該入寮者を他の入寮者と分けた個室で休養させる。 関係者の行動状況等の情報収集を行う。

4

PCR検査**陽性**

当該入寮者は保健所の指示に従い医療機関へ入院する。 設置者は保健所の調査に協力し、濃厚接触者の特定や施 設内の消毒を行うとともに、他の入寮者に正確な情報を 提供し、調査や消毒作業への協力を求める。

(詳細は「患者発生時のフロ一図」によること)

PCR検査**陰性**

※医療機関等への移動は社用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、感染予防に留意すること。

入寮者に感染者が発生した場合の対応の考え方

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、また、我々が闘うべき相手は、人ではなくウイルスであり、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されず、相手を思いやる気持ちを持ち、県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとること。

入寮者に感染者が発生した場合の対応手順

PCR検査結果を受けた入寮者からの連絡により、 感染の発生が判明



感染の発生を、設置者に報告する

1

設置者の対応

- ○寮の休止措置(説明文書の配布など)
- ○保健所からの依頼に対応する。
- ・感染者の行動の情報収集 など
- ○保健所の指示により、寮内の消毒を実施 する。
- ○感染者の入院に対応する。 (必要に応じて感染者の関係者へ連絡)

感染者は保健所の指示に従い 原則医療機関に入院となる。



他の入寮者も保健所の指示に従ってPCR検査を受ける



陽性とされた入寮者

陰性とされた入寮者



消毒後の寮又は宿泊施設を活用 して生活し、2週間の健康観察 を行う。

)月 健康観察表

参考様式

氏名 _____

日付	曜日	1	体温	朝	体調について(各項目の□に✔をすること)	タ	備考欄
1日		朝夕	රී ර		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
2日		朝夕	ດໍ ດໍ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
3日		朝夕	ာ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
4日		 朝 タ	ဘိ ဘ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
5日		 朝 タ	<u>ပ</u> သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
6日		 朝 タ	ိ သ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
7日		 朝 タ	ာ တ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
8日		- 朝 タ	ဘိ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
9日		朝夕	ဘ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
10日		朝夕	ပိ ၁		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
11日		朝夕	ဘိ ဘ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
12日		朝夕	ဘိ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
13日		朝夕	ؿ ؿ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
14日		朝夕	ؿ ؿ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
15日		朝夕	ပိ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		

)月 体調管理表

|--|

日付	曜日	•	体温	朝	体調について(各項目の□に✔をすること)	タ	備考欄
16日		朝 夕	ဂိ ဂိ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
17日		朝夕	ဘိ ဘ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
18日		朝夕	ර රී		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
19日		朝夕	ဘိ ဘ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
20日		朝夕	ර ර		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
21日		朝夕	ဘိ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
22日		朝夕	ဘိ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
23日		朝夕	ဘ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
24日		朝夕	သိ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
25日		朝夕	ဘ သ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
26日		朝夕	ဘ ဘ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
27日		朝夕	ိ သိ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
28日		朝夕	ဘိ ဘ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
29日		朝夕	ပိ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
30日		朝夕	ဘ ပ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		
31日		朝夕	ာိ သိ		せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない 体のだるさ、息苦しさはない 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない		